

つくばみらい市保育所（園）
設置運営事業者募集要項
（公共公益施設用地）

令和元年9月
つくばみらい市
保健福祉部こども課

目 次

1	募集事業者	P 1
2	募集対象施設	P 1
3	応募資格及び応募条件	P 1
4	設置運営条件	P 2
5	応募方法等	P 4
6	提案内容の記載方法	P 5
7	選考及び決定	P 7
8	その他留意事項	P 7
9	全体スケジュール	P 8

別紙

別紙 1	施設整備場所	P 9
別紙 2	提出書類一覧	P 1 0
別紙 3	公募選定採点基準	P 1 1
別紙 4	保育所（園）設置運営事業者公募に係る質問書	P 1 2

様式

様式 1	つくばみらい市保育所（園）設置運営事業者公募申込書	P 1 3
様式 2	施設整備計画書	P 1 4
様式 3 - 1, 3 - 2	資金計画書	P 1 5, 1 6
様式 4 - 1 ~ 4 - 9	提案内容	P 1 7 ~ 2 9
様式 5	誓約書	P 3 0

問い合わせ先

つくばみらい市保健福祉部こども課

TEL 0297-58-2111(内線 4202)

FAX 0297-58-5820

E-mail : kodomo01@city.tsukubamirai.lg.jp

つくばみらい市保育所（園）設置運営事業者募集要項

つくばみらい市では、保育における待機児童の解消と、増加する保育及び子育て支援のニーズに対し、民間活力により柔軟で質の高いサービスを確保するため、保育所（園）の設置及び運営を行う事業者を次のとおり募集します。

1 募集事業者

市が所有するつくばみらい市陽光台2丁目29番1の土地（以下「公共公益施設用地」という。）において、自ら整備し、運営を行おうとする事業者を募集します。

2 募集対象施設

- (1) 施設の種別 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所(園)とします。
- (2) 設置場所 つくばみらい市陽光台2丁目29番1（2,500.62㎡）公共公益施設用地（別紙1「施設整備場所」参照）
- (3) 施設の規模 認可定員100人
- (4) 募集数 1施設
- (5) 開園の時期 令和3年4月1日

3 応募資格及び応募条件

応募できる事業者は、以下の応募条件の全てに該当することとします。

- (1) 認定こども園，認可保育所（園），地域型保育施設，企業主導型保育施設又は児童養護施設の施設運営を応募する日までに1年以上行っていること。
- (2) 通常の保育業務のほか，延長保育事業を実施する等，本市の教育・保育及び子育て支援施策を理解し，積極的に協力すること。
- (3) 令和3年2月末日までに建築工事を完成し，令和3年4月1日に開園できること。
- (4) 事業を遂行できる十分な資力，知識，技術能力等を有し，継続的に安定した施設運営が行えること（直近3期分の収支状況が黒字であること）。
- (5) 資金計画及び事業計画が確実であり，施設整備及び運営等にあたり，十分な資力を有し，自己資金に係る負担が確実に行えること。
- (6) 現に運営している施設について，所管庁の直近の監査・実地指導等において，重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 国税，地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法又は民事再生法に規定する更生又は再生手続きを開始していないこと，又は，破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと，破産者であっても復権を得ていること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人等でないこと。
- (10) 経営者（経営を担当する当該事業者の役員）に，社会的信望があること。
- (11) 保育所（園）を設置する土地は，市から賃借し，当該土地に建設すること。
- (12) 施設は，当該目的以外に使用しないこと。
- (13) 保育所（園）に係る土地，建物及び備品等の維持管理に要する費用は，事業者自らが負担すること。

4 設置運営条件

設置及び運営にあたり、以下の項目全てに該当することを条件とします。

(1) 設置運営

- ① 令和3年4月1日に運営を開始すること。
- ② 運営において、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、つくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）及びその他関係法令に適合すること。
- ③ 事業者自らが保育所（園）を運営すること。
- ④ 土地の賃貸借契約は、事業用定期借地権とし、期間は30年以内とする。
- ⑤ 土地賃借料は、1年につき、当該年度の固定資産税及び都市計画税相当額とし、令和3年4月1日から負担すること。
- ⑥ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。
- ⑦ 当該施設に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。

(2) 保育計画

- ① 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に沿った保育の計画を基本とし、地域の保育ニーズに対応した特色ある事業計画とすること。
- ② 生後57日以上児から5歳児までのすべての児童を受け入れること。また、進級時の児童の受入を確保できる定員構成にすること。さらに、市の待機児童の状況を考慮し、0～2歳児の受入に努めること。
- ③ 1時間以上の延長保育は、保護者のニーズに対応した時間帯で必ず実施すること（朝夕各30分間の合計1時間の延長も可）。
- ④ 障がい児保育や一時保育等の多様な保育ニーズの対応に努めること。

(3) 保育内容

- ① 開園日（通常保育）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日
- ② 開園時間（通常保育）午前7時30分から午後6時30分まで
※標準的な時間帯であり、保育ニーズの実態に合わせて開園の時間帯を連続した11時間としたうえで調整することは妨げない。
- ③ 休園日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(4) 給食

給食については、原則、当該施設内で調理を行うこと。

(5) その他

- ① 緑化の推進及び環境の確保について、つくばみらい市環境保全条例に基づき、積極的な取り組みを行うこと。
- ② 保護者に対し、保育料とは別に費用負担を求める場合は、市と協議のうえ保護者の理解を得ること。ただし、保護者会（父母の会）の会費の額は、保護者に委ねること。

【参考】認可保育所（園）整備に係る補助について

当該施設の整備に係る補助金額については、市の予算の範囲内としたうえで、「保育所等整備交付金交付要綱」、「茨城県安心こども支援事業費補助金実施要領」及び「つくばみらい市保育所等整備事業費補助金交付要綱」に基づき算出した額を見込むものとなりますが、補助制度の動向により、その金額は変動する場合があります。

なお、現段階で令和2年度の補助金交付を確約するものではありません。

（1）補助対象および補助対象経費

① 補助対象

社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の法人格を有するもの

② 補助対象経費

ア) 施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地、既存建物の買収、職員宿舍建設に要する費用、その他施設整備として適当と認められない費用を除く。）

工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等のこと。）なお、工事又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

イ) 実施設計に要する費用

ウ) 開設準備に必要な費用

（2）補助基準額（定員100人の場合）

① 交付基礎額

ア 本 体 工 事 費：141,525,000円

イ 特 殊 付 帯 工 事：11,880,000円

② 加算項目

ア 設 計 料 加 算：7,076,000円

イ 開 設 準 備 費 加 算：1,687,000円

※「整備に係る対象工事請負契約の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額」と、①②により算出する額のいずれか少ない方の額が補助基準額となる。

（3）補助率 補助対象額の3/4（国又は県、市を含む。）

（4）施設整備に係る契約手続

実施設計及び建設工事請負等の契約手続に関しては、市の入札制度に準じて、事業者が行うものとする。

（5）補助金等の返還

補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令に基づく、財産の処分制限期間を満たす前に、保育所（園）事業の廃止等を行った場合は、補助金等が一部返還となる。

5 応募方法等

(1) 応募方法

次の①～⑤に掲げる書類に必要事項を記入したうえで、⑥～⑬の書類を添えて、後述の「(4) 応募書類の受付」に基づき応募してください。

- ① つくばみらい市保育所（園）設置運営事業者公募申込書・・・・・・・・・・様式1
- ② 施設整備計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
- ③ 資金計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3-1, 3-2
- ④ 提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4-1～4-9
- ⑤ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5
- ⑥ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- ⑦ 法人の定款又は寄付行為の写し
- ⑧ 事業者の役員名簿
- ⑨ 事業者の代表者及び施設長予定者の履歴書
- ⑩ 事業者の決算書類（直近3期分の収支計算書，貸借対照表及び財産目録等。ただし，グループ会社がある場合は，連結財務諸表を含む）
- ⑪ 事業者の予算書類（令和2年度分）
- ⑫ 事業者の印鑑証明書（申請者印を証明する書類であって，申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑬ 国税及び地方税の納税証明書（未納の税額がないことを証明するものであって，本要項の配布開始日以降に交付されたもの）

(2) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和元年9月26日（木）から令和元年10月28日（月）まで（土日祝日を除く開庁日）
- ② 配布時間 9時00分から17時00分まで
- ③ 配布場所 つくばみらい市役所保健福祉部こども課（伊奈庁舎）
募集要項は，つくばみらい市ホームページからもダウンロード可。
ホームページアドレス <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>

(3) 質問の受付

- ① 受付期間 令和元年9月26日（木）から令和元年10月9日（水）17時00分まで（土日を除く開庁日）
- ② 提出方法 別紙4「保育所（園）設置運営事業者公募に係る質問書」に記入のうえ持参するか，FAX又は電子メールでつくばみらい市役所保健福祉部こども課あてに提出してください。
FAX：0297-58-5820
E-mail：kodomo01@city.tsukubamirai.lg.jp
- ③ 回答方法 期間内に寄せられた質問については，後日，FAX又は電子メールにより回答します。
なお，応募者全員に周知すべき内容であると市が判断した場合は，令和元年10月15日（火）17時00分までに，つくばみらい市ホームページへ掲載します。

(4) 応募書類の受付

- ① 受付期間 令和元年10月16日(水)から令和元年10月28日(月)まで
(土日祝日を除く開庁日)
 - ② 受付時間 9時00分から17時00分まで
 - ③ 受付場所 つくばみらい市役所保健福祉部こども課(伊奈庁舎)
(つくばみらい市福田195番地)
 - ④ 提出方法 上記受付場所まで、直接ご持参ください。あわせて、様式4-1から4-9は、データ(Word等)にて電子メールでも提出してください。
E-mail: kodomo01@city.tsukubamirai.lg.jp
- ☆ 受付期間を過ぎたものは受理しません。
 - ☆ 提出された書類等は返却しません。
 - ☆ 応募のために申込者が負担した一切の費用は、申込者の負担とします。
 - ☆ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。
- ⑤ 提出書類 別紙2「提出書類一覧」のとおり
 - ⑥ 提出部数 正本1部、副本10部、合計11部(資料はA4サイズで綴込。資料番号をインデックスで標示)

※ 書類は、分散しないようA4ファイル等で綴じて提出してください(副本は、複写機による写し可)。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本は事業者名の表示があれば黒塗りする等し、提案事業者が確定できる記載は行わないでください。事業者名等が判別できると判断した場合は、市で黒塗りする場合があります。

6 提案内容の記載方法

<様式4-1>

(1) 団体の理念および応募動機、保育所(園)運営の考えについて

- ① 団体の運営理念や経営方針、応募された動機を説明してください。
- ② 保育所(園)の使命・役割や運営について、施設の独自性を踏まえ長期的な視点で事業者の考えを説明してください。

<様式4-2>

(2) 保育内容について

実施したい保育内容について、次の点について提案してください。

- ① 年齢ごとの定員、保育目標、ねらい、指導内容について、年齢別に提案してください。
- ② 実施したい子育て支援事業の事業内容、職員体制等を事業ごとに提案してください。なお、延長保育事業は必ず実施してください。

<様式4-3>

(3) 保護者等との信頼関係の構築について

子どもの生活状況、健康状態、事故発生や苦情等に対応するため、保護者やその家庭と密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに、保護者の不安解消のための支援を行うことが必要です。保護者等との信頼関係を築くための取り組みについて提案してください。

<様式4-4>

(4) 関係機関との連携及び地域との交流・連携について

子どもがその地域で生活するという視点で、日常から地域の認定こども園、保育所、幼稚園及び小学校等の関係機関との連携や、地域住民と交流を図ることが大切です。

このような関係機関との連携及び地域との交流等について、どのように取り組むか、また、施設整備場所が住宅密集地内であることから、近隣住民等地域への配慮について、どのように取り組むか、提案してください。

<様式4-5>

(5) 事故防止・安全対策について

子どもは、その発達上の特性から事故の発生割合が高く、かつ、子どもの心身に深い影響を及ぼす場合があります。園内外における事故防止のための対策はもとより、災害等に備えての体制づくりや避難訓練、交通安全のための指導等について、どのように取り組むか、提案してください。

<様式4-6>

(6) 職員の研修について

施設長をはじめ、職員全員が積極的かつ主体的に研修に参加できるような環境づくりを心がけ、職員の資質向上を図る必要があります。職員の配置状況だけでなく、全体的業務にも留意して、体系的かつ計画的に研修を実施又は参加するためにどのように取り組むか、提案してください。

<様式4-7>

(7) 運営管理の物的及び人的能力について

- ① 団体の財務の健全性、過去及び現在の保育業務実績を記入してください。
- ② 職員配置について

充実した保育運営には、ゆとりを持った保育士数の確保、経験豊かな保育士の配置、看護師、栄養士、事務員、調理員等の専門職員の配置が大切です。

当該施設を運営するに当たって、どのような職員の配置を考えているか、年齢児ごとの定員、最低基準を満たす保育士数を示したうえで、保育士やその他の専門職員を配置しての運営体制を提案、説明してください。

<様式4-8>

(8) 職員の処遇について

職員がやりがいをもって勤務できるよう、職員に対する適切な処遇を図ることも必要です。当該施設を運営するに当たって、職員に対する賃金体系や福利厚生等についてどのように取り組むのか、提案してください。あわせて、取り組むことによって見込まれる効果について、説明してください。

<様式4-9>

(9) 熱意・課題等に取り組む考えについて

当該保育所（園）設置に対する熱意を示してください。あわせて、設置運営に関する課題へ

の認識およびその課題に取り組む考えを説明してください。

7 選考及び決定

- (1) 選考は、提出された書類審査及び面接審査での提案内容について、別紙3「保育所(園)公募選定採点基準」により、市が設置する「つくばみらい市保育所等設置運営事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)において審査した後、最終的に市長が決定します。なお、選考委員会の構成、委員の職、氏名は、原則として非公開とします。
- (2) 選考方法は、応募書類による書類審査のほか、面接審査として、代表者及び施設長予定者等のプレゼンテーションの後、選考委員会委員によるヒアリングを行います。
- (3) 面接審査の実施方法等について
 - ① 面接審査の日程は、令和元年11月7日(木)を予定しています。詳細については、後日通知します。
 - ② 二次審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を45分とし、「プレゼンテーション20分」「ヒアリング15分」「準備5分・撤収5分」として実施します。
 - ③ プレゼンテーション時に提案できる内容は、申請された書類に記載された範囲とします。
 - ④ 実施方法は自由形式とします。希望する事業者は、パソコン等の電子機器を用いて行うことができます。

なお、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市において準備します。それ以外は、各自用意してください。
 - ⑤ 事業者が1者のみであっても、参加資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施します。
 - ⑥ 事業者が1者のみであっても、別紙3に定める採点基準により評価した結果、6割に満たない場合は決定とはなりません。
- (4) 選考結果については、事業者あてに通知するとともに市ホームページで公表します。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は情報公開の対象となり、請求により開示する場合があります。
- (2) 応募者、その関係者及びコンサルタント等から担当者等に対して自らの応募書類・計画内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、審査の公平性を期するため、審査の事前・事後とも受け付けません。
- (3) 事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ、認める場合があります。
- (4) 事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和3年4月1日にこの募集要項に基づく保育所(園)を開設できない場合は、市は決定事業者に対して損害賠償を請求することができるものとします。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできな

いものとしします。ただし、特別な事由があると認められる場合は、この限りではありません。

- (5) 決定事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違反行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、事業者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとしします。
- (6) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民や関係機関との交流、連携及び調整を十分に行ってください。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがあります。
- (7) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守し、市及び県所管部署の指導に従ってください。事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置、運営が困難と市が判断した場合には事業予定者としての決定を取り消すことがあります。
- (8) 事業者決定後の保育所（園）の認可に係る県知事への事前協議は、原則として市保健福祉部子ども課において行いますが、施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行っていただきます。
- (9) 事業者決定後、決定事業者は保育所（園）の認可について、申請により茨城県から認可を受ける必要があります。

9 全体スケジュール

①募集要項の配布	令和元年9月26日（木）から 令和元年10月28日（月）まで
②質問の受付	令和元年9月26日（木）から 令和元年10月9日（水）まで
③応募書類の受付	令和元年10月16日（水）から 令和元年10月28日（月）まで
④面接審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和元年11月7日（木）予定
⑤事業者の決定	令和元年11月12日（火）予定
⑥施設の開設	令和3年4月1日（木）